

令和3年度介護報酬改定における経過措置事項について

令和6年4月1日より義務化される運営基準等について

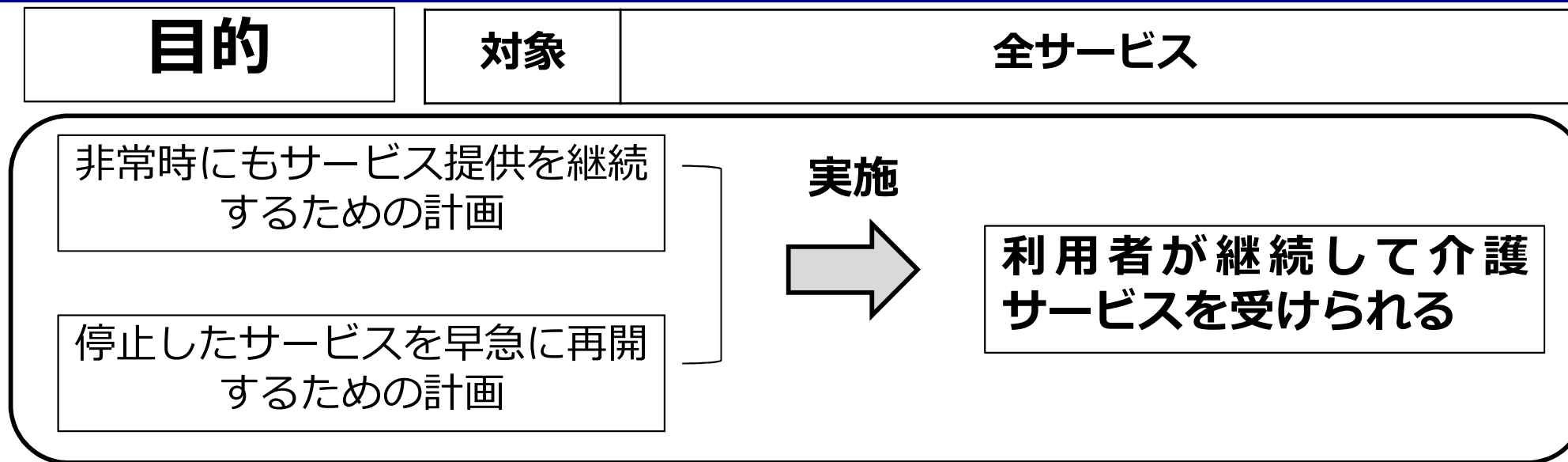
介護保険サービスは、概ね3年に一度制度改正が行われています。制度改正は、
①介護報酬に係る加算や減算の追加及び要件の改正、
②人員基準、設備基準、運営基準等の改正
の2つに分けられます。

ここでは、令和3年度の制度改正の②の概要のうち、3年間の経過措置を経て、
令和6年4月1日より義務づけられる事項を説明します。

令和6年4月1日より義務化される事項

1. 栄養管理と口腔衛生管理【施設系サービス】
2. 認知症介護に係る研修の受講
【全サービス（無資格者がいない訪問サービス（訪問入浴介護を除く）、福祉用具貸与を除く）】
3. 業務継続計画の策定【全サービス】※後述
4. 感染症の予防及びまん延の防止のための取組義務【全サービス】※後述
5. 虐待の発生又は再発を防止するための措置義務【全サービス】※後述

(1)-1 業務継続計画の策定



主な事項

- 業務継続計画の策定，定期的な研修及び訓練（シミュレーション）の実施。
 - 定期的な業務継続計画の見直し，必要に応じた変更
- ★いずれも、令和6年4月1日より義務化

(1)-2 業務継続計画の策定

業務継続計画

以下の項目等を記載
する必要がある

感染症に係る業務継続計画

- 平時からの備え
(体制構築・整備, 感染症防止に向けた取組の実施, 備蓄品の確保等)
- 初動対応
- 感染拡大防止体制の確立
(保健所との連携, 濃厚接触者への対応, 関係者との情報共有等)

災害に係る業務継続計画

- 平常時の対応
(建物・設備の安全対策, 電気・水道等のライフラインが停止した場合の対策, 必要品の備蓄等)
- 緊急時の対応
(業務継続計画発動基準, 対応体制等)
- 他施設及び地域との連携

研修の実施

- 平常時の対応の必要性や、緊急時の対応にかかる理解の励行を行う
- 定期的な職員教育の開催
 - ※サービスの種別に応じ、年1回又は年2回以上
- 新規採用時には別に研修を実施
- 研修の実施内容の記録
- 感染症の業務継続計画に係る研修については、感染症の予防及びまん延防止のための研修（後述）と一体的に実施することも可

訓練（シミュレーション）の実施

- 施設内の役割分担の確認、感染症や災害が発生した場合に実践するケアの演習等の定期的な実施
 - ※サービスの種別に応じ、年1回又は年2回以上
- 感染症の業務継続計画に係る訓練については、感染症の予防及びまん延防止のための訓練（後述）と一体的に実施することも可
- 訓練の実施は、机上を含めその実施方法は問わない
- 机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施

(1)-4 業務継続計画の策定

参考ガイドライン

厚生労働省HP：

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/doug_00002.html

(参考) 介護施設・事業所における業務継続計画（BCP）ガイドラインについて

- 介護サービスは、利用者の方々やその家族の生活に欠かせないものであり、感染症や自然災害が発生した場合であっても、利用者に対して必要なサービスが安定的・継続的に提供されることが重要。
- 必要なサービスを継続的に提供するためには、また、仮に一時中断した場合であっても早期の業務再開を図るためには、業務継続計画（BusinessContinuityPlan）の策定が重要であることから、その策定を支援するため、介護施設・事業所における業務継続ガイドライン等を作成。

（令和2年12月11日作成。必要に応じ更新予定。）

掲載場所：https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/taisakumatome_13635.html

介護施設・事業所における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン

❖ ポイント

- ✓ 各施設・事業所において、新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応や、それらを踏まえて平時から準備・検討しておくべきことを、サービス類型に応じた業務継続ガイドラインとして整理。
- ✓ ガイドラインを参考に、各施設・事業所において具体的な対応を検討し、それらの内容を記載することでBCPが作成できるよう、参考となる「ひな形」を用意。

❖ 主な内容

- ・ BCPとは ・ 新型コロナウイルス感染症BCPとは（自然災害BCPとの違い）
- ・ 介護サービス事業者求められる役割 ・ BCP作成のポイント
- ・ 新型コロナウイルス感染（疑い）者発生時の対応等（入所系・通所系・訪問系） 等



介護施設・事業所における自然災害発生時の業務継続ガイドライン

❖ ポイント

- ✓ 各施設・事業所において、自然災害に備え、介護サービスの業務継続のために平時から準備・検討しておくべきことや発生時の対応について、サービス類型に応じた業務継続ガイドラインとして整理。
- ✓ ガイドラインを参考に、各施設・事業所において具体的な対応を検討し、それらの内容を記載することでBCPが作成できるよう、参考となる「ひな形」を用意。

❖ 主な内容

- ・ BCPとは ・ 防災計画と自然災害BCPの違い
- ・ 介護サービス事業者求められる役割 ・ BCP作成のポイント
- ・ 自然災害発生に備えた対応、発生時の対応（各サービス共通事項、通所固有、訪問固有、居宅介護支援固有事項） 等



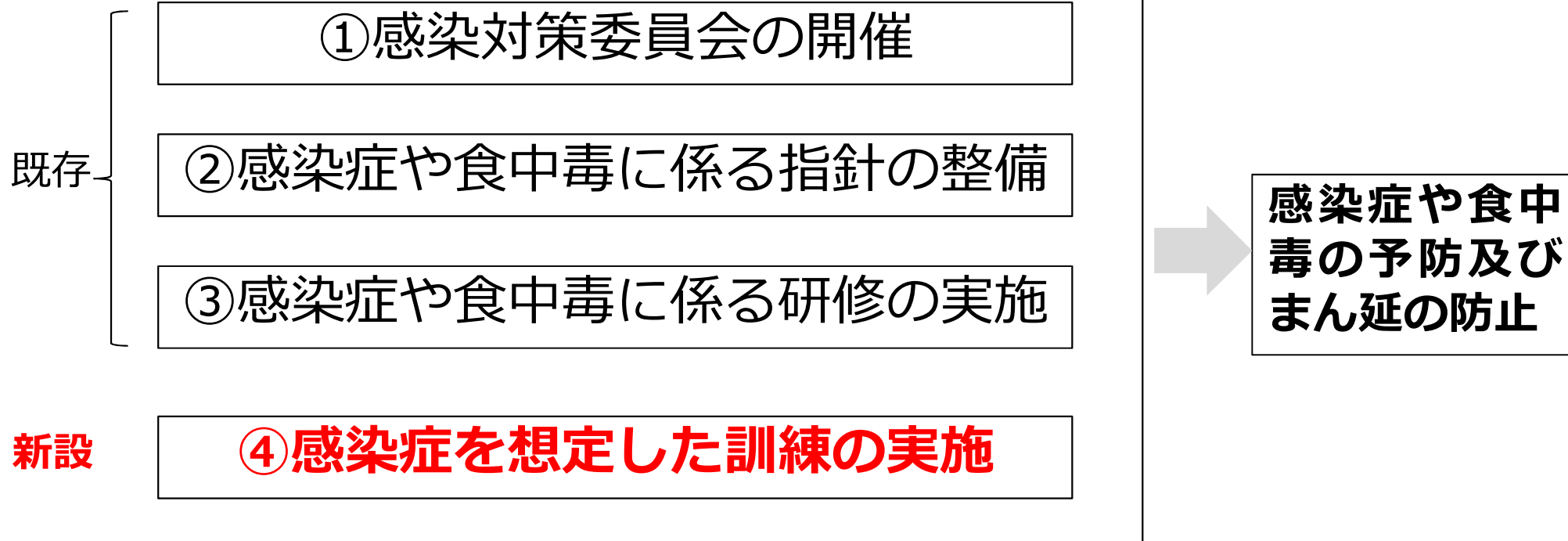
(2)-1 感染症の予防及びまん延の防止のための取組義務

目的

対象

全サービス
(施設サービスは一部既に規定済み)

【施設系サービス】



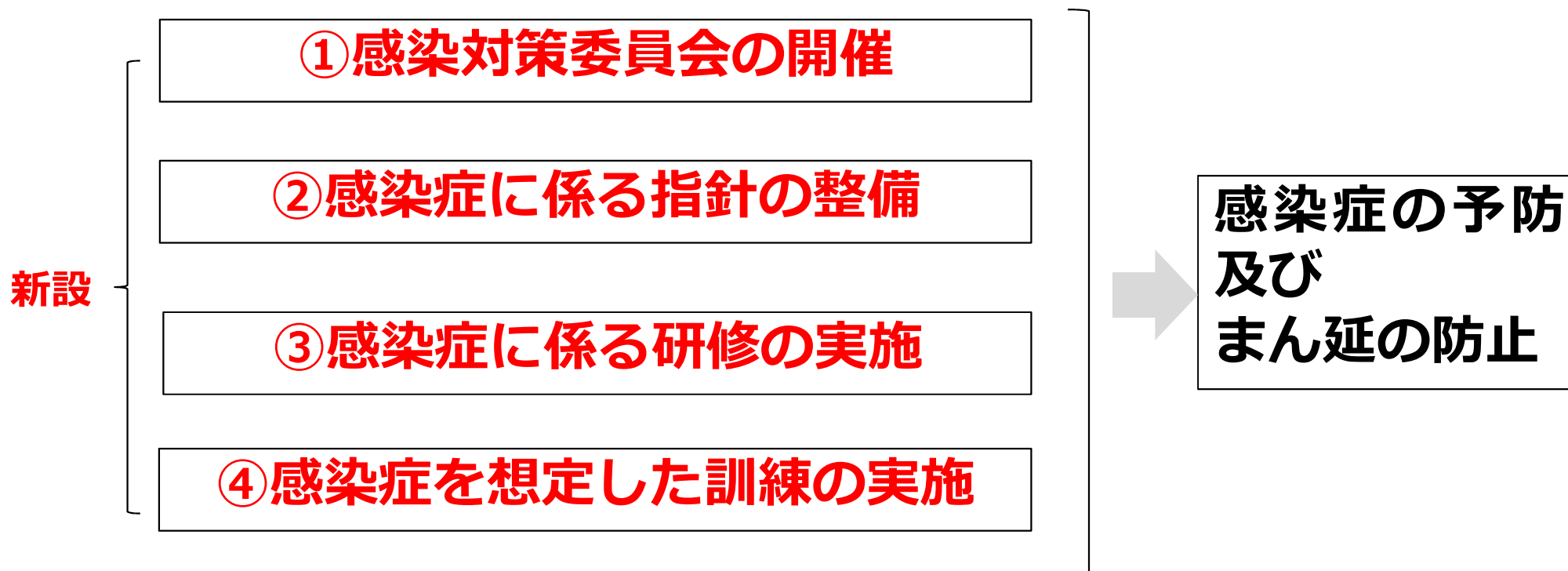
★ 訓練の実施は、令和6年4月1日より義務化

(2)-2 感染症の予防及びまん延の防止のための取組義務

目的	対象	全サービス (施設サービスは一部既に規定済み)
-----------	-----------	-----------------------------------

【その他のサービス】

(訪問系, 通所系, 短期入所系, 福祉用具貸与, 居住系)



★いずれも令和6年4月1日より義務化

①感染対策委員会の開催

- 幅広い職種により構成する
- 構成メンバーの責務及び役割分担を明確にするとともに、感染対策担当者を決めておくことが必要
- 定期的に行うとともに、感染症が流行する時期等を勘案して必要に応じ随時開催
 - ※サービスの種別に応じ、おおむね6月又は3月に1回以上
- テレビ電話装置等を活用して行うことも可

②感染症に係る指針の整備

- 平常時の対策及び発生時の対応を規定
- 記載内容の例は、「介護現場における感染対策の手引き」を参照すること
- 厚労省HP

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/taisakumatome_13635.html

③感染症に係る研修の実施

- 感染対策の基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するとともに、指針に基づいた衛生管理の徹底や衛生的なケアの励行を行う
- 定期的な職員教育を開催
 - ※サービス種別に応じ、年1回又は年2回以上
- 研修の実施内容についても記録すること
- 研修は、厚労省「介護施設・事業所の職員向け感染症対策力向上のための研修教材」等を活用するなど、施設内での研修で差し支えない

④ 感染症を想定した訓練の実施

- 平時から、実際に感染症が発生した場合を想定し、発生時の対応について、定期的に訓練を行うこと
※サービス種別に応じ、年1回又は年2回以上
- 指針及び研修内容に基づき、施設内の役割分担の確認や、感染対策をした上でのケアの演習などを実施すること
- 訓練の実施は、机上を含めその実施方法は問わない
- 机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施

(3)-1 虐待の発生又は再発を防止するための措置義務

目的

対象

全サービス

虐待の未然防止

虐待の早期発見

虐待等への迅速かつ適切な対応

実施

高齢者の尊厳の保持
高齢者の人格の尊重

主な事項

- ①虐待防止のための対策を検討する委員会の定期的開催
- ②虐待防止のための指針の策定
- ③虐待の防止のための従業者に対する研修の実施
- ④虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者の設置
- ⑤運営規定に虐待の防止のための措置に関する事項を記載

★いずれも令和6年4月1日より義務化

①虐待防止検討委員会の定期的開催

- 管理者を含む幅広い職種で構成
- 定期的な開催
- テレビ電話装置等を活用して行うことも可
- 委員会で得た結果（施設における虐待に対する体制，虐待等の再発防止策等）は，従業者に周知徹底を図ること

②虐待防止のための指針の策定

以下のような項目を盛り込むこと

- イ 施設における虐待の防止に関する基本的考え方
- ロ 虐待防止検討委員会その他施設内の組織に関する事項
- ハ 虐待の防止のための職員研修に関する基本方針
- ニ 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針
- ホ 虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項
- ヘ 成年後見制度の利用支援に関する事項
- ト 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項
- チ 入所者等に対する当該指針の閲覧に関する事項
- リ その他虐待の防止の推進のために必要な事項

③虐待防止のための従業者に対する研修の実施

- 虐待等の防止に関する基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発
- 指針に基づいた研修プログラムを作成
- 定期的な研修の実施
 - ※サービス種別に応じ、年1回又は2回以上
- 新規採用時には必ず虐待の防止のための研修を実施
- 研修の実施内容についても記録することが必要
- 研修の実施は施設内での研修で可

④虐待防止に関する措置を適切に実施するための担当者の設置

- 専任の担当者の設置
- 虐待防止検討委員会の責任者と同一の従業者が務めることが望ましい

⑤運営規程に虐待の防止のための措置に関する事項を記載

- 虐待の防止に係る，組織内の体制（責任者の選定，従業者への研修方法や研修計画等）
- 虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合の対応方法等

→これらの事項を運営規程で定めておく必要がある。



| 前年度までの運営指導の指摘事項

| よくある問い合わせについて

前年度までの運営指導の指摘事項

サービス種別	訪問介護
--------	------

指摘事項	解説
○常勤換算後の訪問介護員の人数が、常勤換算方法で2.5に満たない期間があったため、改めること。	→訪問介護員は常勤換算方法で2.5の配置が必要となる。
◆根拠 居宅基準条例第6条第1項, 居宅基準規則第2条第1項及び第24条第1項, 居宅基準条例・規則解釈通知第3の1(3)テ(ア)	

前年度までの運営指導の指摘事項

サービス種別	訪問介護
--------	------

指摘事項	解説
○サービス提供責任者の配置数が不足していた。 ○常勤専従のサービス提供責任者が他のサービスの業務(併設する有料老人ホーム等)に従事している。 ○非常勤のサービス提供責任者の勤務時間が0.5 未満であった	→利用者の数(前3 月の平均)が40 またはその端数を増すごとに1人以上を選任しなければならない。また、サービス提供責任者は少なくとも1名以上常勤専従で配置すること。 →非常勤のサービス提供責任者を配置できる事業所にあつては、各非常勤サービス提供責任者は少なくとも、常勤換算で0.5 以上の配置が必要となる。
◆根拠 居宅基準規則第24条第1項、居宅基準条例・規則解釈通知第3の1(3)ト(ア)	

前年度までの運営指導の指摘事項

サービス種別	訪問介護
--------	------

指摘事項	解説
○有料老人ホームと訪問介護事業所を兼務する職員の勤務時間帯、時間数等が、勤務表で区分されていない。	→利用者の数(前3月の平均)が40またはその端数を増すごとに1人以上を選任しなければならない。また、サービス提供責任者は少なくとも1名以上常勤専従で配置すること。 →非常勤のサービス提供責任者を配置できる事業所にあつては、各非常勤サービス提供責任者は少なくとも、常勤換算で0.5以上の配置が必要となる。
◆根拠 居宅基準規則第24条第1項、居宅基準条例・規則解釈通知第3の1(3)ト(ア)	

前年度までの運営指導の指摘事項

サービス種別	通所介護
--------	------

指摘事項	解説
管理者の勤務状況が勤務表に記載されていなかった。	→指定通所介護事業者は、指定通所介護事業所ごとに、従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。
◆根拠 居宅基準規則第74条第1項、居宅基準条例・規則解釈通知第3の6(3)才(ア)	

前年度までの運営指導の指摘事項

サービス種別	通所介護
--------	------

指摘事項	解説
通所介護の提供日ごとにサービス提供時間数に応じた生活相談員の配置が必要であるが、サービス提供時間数に満たない勤務日があったため、適切な人員配置を行うよう改めること。	→指定通所介護事業者は、通所介護の提供日ごとにサービス提供時間数に応じた生活相談員の配置が必要である。
◆根拠	居宅基準条例第48条第1項, 居宅基準規則第68条第1項及び第74条第1項, 居宅基準条例・規則解釈通知第3の6(1)ア(エ)

前年度までの運営指導の指摘事項

サービス種別	通所介護
--------	------

指摘事項	解説
他事業所での業務に従事している時間等も含めて勤務表を作成しており、基準を満たしていることが確認できなかったため、通所介護事業所における職種ごとの日々の勤務時間が明確な勤務表を作成の上、適切に人員配置を行うよう改めること。	→指定通所介護事業者は、指定通所介護事業所ごとに、当該通所介護の提供に当たる規則で定める員数の職員を有しなければならない。
◆根拠 居宅基準条例第48条第1項、居宅基準規則第68条第1項及び第74条第1項、居宅基準条例・規則解釈通知第3の6(3)オ(ア)	

前年度までの運営指導の指摘事項

サービス種別	短期入所生活介護
--------	----------

指摘事項	解説
医師、看護職員、介護職員の勤務状況が勤務表に明記されていなかったため、改めること	指定短期入所生活介護事業所は、指定短期入所生活介護事業所ごとに、従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。
◆根拠 居宅基準規則第74条第1項準用、居宅基準条例・規則解釈通知第3の6(3)オ(ア)準用	

前年度までの運営指導の指摘事項

サービス種別	福祉用具貸与
--------	--------

指摘事項	解説
他事業所との兼務職員の勤務状況が、勤務表に記載されていなかったもので改めること。	指定特定福祉用具貸与事業者は、指定特定福祉用具貸与事業所ごとに、福祉用具専門相談員の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係等を勤務表上明確にしなければならない。
◆根拠 居宅基準規則第74条第1項、居宅基準条例・規則解釈通知第3の1の(3)ク(イ)	

前年度までの運営指導の指摘事項

サービス種別	介護老人福祉施設
--------	----------

指摘事項	解説
医師の勤務状況が勤務表に記載されていなかったため、改めること	指定介護老人福祉施設及び指定短期入所生活介護事業所は、指定介護老人福祉施設及び指定短期入所生活介護事業所ごとに、従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。
◆根拠	介護老人福祉施設基準規則第26条第1項, 居宅基準規則第74条第1項準用, 介護老人福祉施設基準条例・規則解釈通知第4の24(1), 居宅基準条例・規則解釈通知第3の6(3)オ(ア)準用

前年度までの運営指導の指摘事項

サービス種別	介護老人保健施設
--------	----------

指摘事項	解説
支援相談員の勤務状況が、勤務表に記載されていなかったもので改めること。	指定介護老人保健施設及び指定短期入所療養介護事業所は、指定介護老人保健施設及び指定短期入所療養介護事業所ごとに、従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。
◆根拠 老健規則第27条第1項、老健解釈通知第2の4(22)ア、居宅基準規則第74条第1項、居宅基準条例・規則解釈通知第3の6の(3)オ(ア)	

前年度までの運営指導の指摘事項

サービス種別	介護老人保健施設
--------	----------

指摘事項	解説
薬剤師が不在なので改めること。	指定介護老人保健施設及び指定短期入所療養介護事業所は、指定介護老人保健施設及び指定短期入所療養介護事業所ごとに、規則で定める従業者を有しなければならない。 薬剤師の員数については、入所者の数を300で除した数以上が標準である(入所者100人の場合、0.3人)。
◆根拠	老健規則第27条第1項、老健解釈通知第2の4(22)ア、居宅基準規則第74条第1項、居宅基準条例・規則解釈通知第3の6の(3)オ(ア)

前年度までの運営指導の指摘事項

サービス種別	全サービス共通
--------	---------

指摘事項	解説
管理者の変更について届け出ていないので、「変更届出書」を提出すること。	指定居宅サービス事業者は、事業所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項に変更があったときは、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。
◆根拠 介護保険法第75条第1項	

よくある問い合わせについて

サービス種別	全サービス共通
指摘事項	解説
デイサービスや有料老人ホームで自前調理を行う場合、届出は必要ですか。	食品衛生法が改正され、令和3年6月1日から、営業許可業種以外の通所介護の厨房なども保健所への届出が必要となる場合があります。 参考となるホームページ:トップページ > くらし・環境 > 食の安全 > 食品衛生 > 食品衛生法改正により新しい営業許可・届出制度が始まっています。 https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/shoku-k/02eigyokyoka.html 不明点は、最寄りの保健所(食品衛生担当)に御確認ください。
根拠	食品衛生法等の一部を改正する法律の施行に伴う集団給食施設の取扱いについて、令和2年8月13日、厚生労働省老健局高齢者支援課認知症施策・地域介護推進課老人保健課